

新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、
適正規模及び適正配置の基本方針

(素 案)

平成 24 年 2 月

新宿区教育委員会

新宿区教育委員会は、35人以下学級の導入や未就学児数の増加傾向などの教育環境の変化に適切に対応するため、新宿区教育環境検討協議会（以下、「検討協議会」という。）を設置し、平成23年6月30日に「通学区域」「学校選択制度」「区立学校の適正規模及び適正配置」の基本的なあり方について諮問しました。

検討協議会では、7回にわたる協議を行い、平成24年1月に答申を取りまとめました。答申では、通学区域制度を原則として、各校の普通教室を確保し、学校間の児童生徒数の差を緩和する中で、新宿区立小・中学校が望ましい規模を確保していくことの重要性が示されています。

新宿区教育委員会は、この答申の趣旨を踏まえ、「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針（素案）」を作成しました。

この基本方針（素案）に基づき、未来を担う新宿の子どもたちによりよい教育環境を確保するために、今後具体的な取り組みを推進し、「教育目標」の実現を目指します。

教育目標

新宿区教育委員会は、

子どもたちが、人間尊重の精神に基づいて自他の生命を尊び、心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土新宿を愛し環境を大切に
心と国際感覚をそなえ、自立した区民として成長することを願い、

- 広い視野と、自らを律し互いを認め、思いやりの心をもつ人
- 地域の一員として、規範意識や公共の精神に基づき、社会の形成に進んで参画する人
- 個性や創造力が豊かで、自ら学び、考え、行動する人

を育てる教育を推進します。

また、学校・家庭・地域との緊密な連携のもとに、豊かな文化の創造と活力に満ちた地域社会の形成を目指すとともに、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現を図ります。

《平成 21 年 3 月 6 日新宿区教育委員会決定》

通学区域

現行の通学区域を維持することを基本とします

現在の通学区域には、小学校と中学校との通学区域の整合性や、特別出張所所管区域等との整合性が取られていない箇所等、課題はあるものの、これまで培ってきた地域とのつながりを大切にすべきであり、できるだけ現行の通学区域を維持することを基本とします。

ただし、次のような場合は改正について検討を行います。

- 普通教室不足が懸念され、改修等によってもその確保が困難な場合は、早急に検討します。
- 道路の開通等によってまちの姿が大きく変わる場合などについては、特に通学の安全確保の視点から検討します。

学校選択制度

通学区域制度を原則とした上で、学校選択制度を維持します

平成22年度に実施した「学校選択制度に関する意識調査」の結果や、一斉学校公開の際の見学者数の推移等から、制度が定着しているといえます。このため、通学区域制度を原則とした上で、学校選択制度を維持します。

ただし、小学校においては次のように見直します。

<小学校>

- 選択できない学校を指定します。

通学区域内の児童だけで3学級編制となりうる学校等については、平成25年度新入学時より、必要に応じて通学区域外の児童は選択できない学校として指定します。

- 抽選時の兄弟姉妹優先の取扱いを廃止します。

選択希望校に兄弟がいる場合における抽選時の優先取扱いは、平成25年度新入学時より廃止します。ただし、経過措置期間を設けます。

※選択できない学校に兄弟がいる場合も、抽選時と同様の経過措置期間を設けます。

※いずれの場合も、学校選択制度に関する取扱いであり、指定校変更制度に基づく申請は可能です。また、通学区域の小学校を希望する場合は、必ず入学できます。

なお、中学校においては、生徒数の推移等を注視し、教育環境が変化したときに、小学校と同様な対策を講じることも含めて適切に対応します。

学校の適正規模

<小学校>

12学級から18学級を適正規模とします

クラス替えのできる規模を目指します。

<中学校>

12学級以上を適正規模とします

当面は9学級程度の確保を目指します。

学校適正配置

今後も学校適正配置を推進します

次のような学校については、通学区域内の未就学児数等を注視しながら、通学距離や施設状況等を十分勘案した上で、適正配置について検討を行います。

<小学校>

- 児童数が150人を下回った学校

<中学校>

- 1学年2学級規模以下の学校